

**第 20 期第 6 回西部海区漁業調整委員会の概要**

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 12 日 (水) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 4 階「パール」
- 3 出席者 委員 15 名 (欠席 0 名)  
          県 水産振興課 4 名、  
          むつ水産事務所 1 名、  
          鱒ヶ沢水産事務所 1 名  
          事務局 4 名

**4 概 要**

○議案の審議 3 件

**【 議 案 】****(1) 西部海区管内 (日本海沖合海域) におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について**

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より、日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり指示を発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については平成 25 年 6 月 17 日付け青森県報号外第 46 号を御覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

**1 制限海域**

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

**2 制限期間**

平成 25 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

**(2) 西部海区漁業調整委員会指示第 3 号に基づく自家用釣餌用いかつり漁業の新規操業承認について**

平成 25 年 2 月 1 日付け委員会指示第 3 号「西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業に関する指示」に基づき、申請のあった日本海区海域での下前漁協所属船 1 隻の新規操業申請を審議の結果、承認することとした。

**(3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について**

本年 9 月で任期満了となる日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について審議した結果、角田順一委員 (下前漁協長) が互選された。